

## 令和4年度(2022年度)地域療育センター機能強化事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1 熊本県地域療育センター機能強化事業補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)及び熊本県健康福祉補助金交付要項(以下「交付要項」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (補助額)

第2 補助金の補助額は、事業に要した経費又は補助上限額のいずれか低い額とし、補助上限額は3,945,000円とする。

### (交付申請)

第3 交付要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式-1によるものとする。

### (変更申請)

第4 交付要項第5条第2項の事業変更計画書は、別記第1号様式-2によるものとする。

### (申請の取下げ)

第5 交付要項第6条の期間は、交付の決定の通知を受けた日から20日とする。

### (状況報告)

第6 交付要項第8条の状況報告は、別記第2号様式によるものとする。

### (実績報告)

第7 交付要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記第1号様式-3及び第2号様式によるものとする。

2 交付要項第9条第3項の提出期限は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は翌年度4月15日のいずれか早い日とする。

### 附則

この要領は、令和4年(2022年)8月1日から施行し、令和4年(2022年)4月1日から適用する。